

事業者団体等が実施する研修会等への講師派遣(御案内)

公正取引委員会では、独占禁止法等について理解を深めていただくため、事業者団体等が主催する研修会等へ講師派遣を行っております。積極的に御活用ください。

講師派遣の概要

- 講師派遣先：事業者団体等が非営利で主催する研修会等(社内研修等、個別企業への講師派遣は行っておりません。)
- 所要時間：60～90分間(御相談に応じます。)
- 研修費用：講師料等の謝礼は一切不要です。
- 説明資料：御希望の説明内容に応じて、資料を準備いたします(可能であれば資料の投影用機材の御用意をお願いしております。)

研修内容の例

- 独占禁止法の概要
- 独占禁止法上注意すべき事業者や事業者団体の活動
- 最近の独占禁止法違反事件

講師派遣の問い合わせ先

所在地	連絡先	管轄地域
公正取引委員会事務総局 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 13 階	取引部相談指導室 TEL：(03)3581-5471(代表) (03)3581-5481(直通)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・ 長野県・山梨県
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	総務課 TEL：(011)231-6300	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	総務課 TEL：(022)225-7095	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・ 山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	経済取引指導官 TEL：(052)961-9422	富山県・石川県・岐阜県・静岡県・ 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	経済取引指導官 TEL：(06)6941-2174	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	総務課 TEL：(082)228-1501	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・ 山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	総務課 TEL：(087)811-1750	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館	経済取引指導官 TEL：(092)431-5882	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引課 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	公正取引課 TEL：(098)866-0049	沖縄県

